



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 3 6 1 号 令和 3 年 9 月 7 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 9 2	特定調達契約について一般競争入札により 落札者を決定した件	管財課
5 9 3	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
5 9 4	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
5 9 5	第 5 0 回採石業務管理者試験を実施する件	河川整備課

徳島県告示第五百九十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年九月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
教員用パソコン 六百八十六台
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課調度担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和三年八月二十日
- 四 落札者の氏名及び住所
四国通建株式会社徳島支店
徳島市東吉野町一丁目一〇番地の一
- 五 落札金額
四千九百八十三万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和三年七月二日

徳島県告示第五百九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和三年九月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
医療法人むつみホスピタル	徳島市南矢三町三丁目二番二二二号	訪問看護ステーションピオス	徳島市佐古一番町五番二号	訪問看護	令和三年九月一日

徳島県告示第五百九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和三年九月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
医療法人むつみホスピタル	徳島市南矢三町三丁目一 番二二三号	訪問看護ステーション ピオス	徳島市佐古一番町五番二号	介護予防訪問看護	令和三年九月 一日

徳島県告示第五百九十五号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づき、第五十回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和三年九月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

令和三年十月八日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県庁万代南会議室二

三 受験願書の受付期間

令和三年九月十五日（水曜日）から同月三十日（木曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項第一号及び第二号に掲げる日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月三十日までの消印があれば受け付ける。

四 受験願書の用紙の請求先

徳島県県土整備部河川整備課、徳島県東部県土整備局及び徳島県総合県民局県土整備部

五 受験願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部河川整備課

六 受験手続

受験願書（採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）様式第九によるもの）に写真（受験願書提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出すること。

七 受験手数料

八千百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

八 その他

この試験についての問合せは、徳島県県土整備部河川整備課（電話。八八―六二―二六二七）へすること。